

### Ⅲ 災害安全管理

災害安全管理は、災害等発生に備えた安全管理で、災害発生時の児童生徒等及び教職員の状況把握と安全措置の確立を行う対人管理と、施設・設備の点検や整備を主とする対物管理がある。

その内容には次のようなものがある。

#### 【対人管理】

- ・ 児童生徒等一人一人の心身の状況の把握
- ・ 災害（規模、被災場所等）に応じた安全措置の確立
- ・ 関係機関との連絡体制・連絡機能の確保
- ・ 避難経路の設定（校内、校外）
- ・ 「緊急地震速報」を受信した際の対応 等

#### 【対物管理】

- ・ 学校施設の耐震化
- ・ 「緊急地震速報」機器の整備
- ・ 避難経路や防災施設等の周辺の整備
- ・ 避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止
- ・ 学校で学習指導上、一般的に扱われている毒物及び劇物の地震等による転倒防止
- ・ 緊急放送設備の整備
- ・ 非常用物資の備蓄 等

ここに示した災害安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、災害安全教育と一体的な活動を展開することによって安全を確保する必要がある。

また、災害発生時に学校が避難所となった場合を想定して、避難に使用する場所についての優先順位を市町村の防災担当部局や教育委員会等と十分協議するとともに衛生管理にも配慮した安全管理について検討しておかなければならない。

## 1 災害発生時の安全措置

災害が発生した場合には、それぞれの災害に応じた安全措置が講じられるよう、関係機関との連絡体制や情報収集体制を含めて防災のための組織を確立しなければならない。

教職員は、避難方法を熟知し、児童生徒等の安全を優先しつつ、教職員自らの安全も確保し、冷静かつ的確に指示を行うことが重要である。

災害発生に備えるためには、教職員が防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物等、体制の整備及び対処法について共通理解を図っておく必要がある。

そのため、年度当初の危険等発生時対処要領やその他安全に関する計画や事項の見直し、避難訓練・職員研修による災害発生時の行動の確認等は、児童生徒等や教職員自身の安全確保に欠かせないものである。

具体的な安全措置には、次のようなものがある。

### (1) 地震、津波

… 資料編「地震発生時における対応フロー（在校中）」172, 175, 176 ページ参照

- ア 震動が収まった後、校内の防災本部の指示及び避難要領にしたがって迅速かつ安全に避難
- イ 不明者や負傷者について確認
- ウ 負傷者への応急手当、医療機関への連絡
- エ 二次的に起こる火災を防ぐため、給食の調理場、調理実習室、理科実験室等の火気の始末の徹底
- オ 津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象等二次災害の原因となる状況の確認と注意喚起

#### 【特に地震発生後】

- ア 規模や震源等の情報の収集
- イ 応急手当、関係者や医療機関を含む関係機関への連絡・対応
- ウ 必要に応じた第二次避難場所への避難
- エ 校内及び近隣の被災状況の把握
- オ 避難所となった場合の運営や被災者への対応

### (2) 火山活動による災害及び風水害、豪雪等

… 資料編「水害・土砂災害発生時における対応フロー（在校中）」173 ページ参照

- ア 教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により児童生徒等の緊急下校や避難

イ 緊急下校の際の通学路の安全確認

ウ 下校のタイミングや方法の的確な判断（場合によっては学校待機）

エ 始業前の災害発生を想定した登校・自宅待機についての確認事項をもとにした対応の徹底

(3) 火災 … 資料編「火災発生時における対応フロー（在校中）」174 ページ参照

ア 発見者による他の教職員や周囲への火災発生の伝達と消防署への通報、または発見者による通報依頼

イ 初期消火（可能ならば）

ウ 児童生徒等の動揺の抑制と、安全な避難

エ 負傷者への応急手当

オ 役割分担に応じた全教職員の対応（不審者侵入等の際の役割分担と統一）  
 役割分担例：災害対策本部、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護等

カ 不明者や負傷者の有無の確認と適切な措置

キ 災害対策本部による状況の変化の把握と的確な指示

(4) 原子力災害

… 資料編「原子力災害発生時における対応フロー（在校中）」177 ページ参照

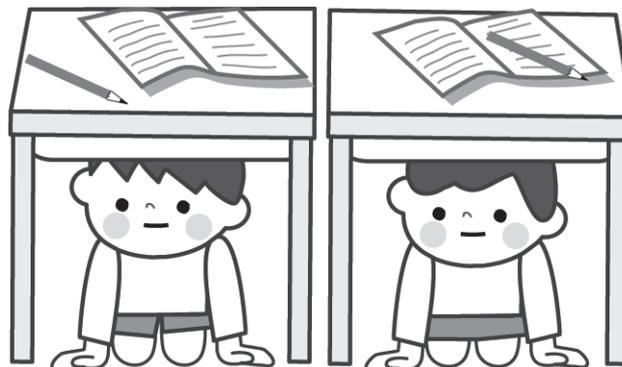
ア 近隣の原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置についての把握

イ 災害発生時における府や市町村等の対応、学校や保護者への指示や情報の伝達方法、伝達された情報の内容確認の方法、児童生徒等の取るべき行動等についての確認

ウ 自治体災害対策本部からの情報による状況等の把握と、屋内退避・避難等対応方針の決定

エ 対応方針に応じた、児童生徒等に対しての指示

例) 戸や窓を閉める、換気扇・空調設備等を止める、外気を遮断する



## 2 災害発生時の対処行動

災害が発生した場合の教職員の行動は、危険等発生時対処要領等に基づいて行わなければならない。一刻を争う状況にあつては、その時点で危険等発生時対処要領を確認している時間もなく、時間の空費が児童生徒等の安全を左右することになりかねないことから、教職員一人一人が自分の役割分担を熟知し、災害が発生した際、適切に行動できるよう備えておく必要がある。

### (1) 校内災害対策本部の迅速かつ適切な情報収集と教職員・児童生徒等への指示

- ア 被害の状況や負傷者等正確な状況把握による冷静な判断
- イ 迅速かつ適切な教職員・児童生徒等への指示
- ウ 本部での状況把握が困難な場合の現場における臨機応変な対応の指示
- エ 校内放送機器不通の場合、他の方法による全校指示

### (2) 各対応チームの対処行動

- ア 対処行動の熟知
- イ 対処行動を整理したフロー図等の掲示や縮小版の携帯
- ウ 危険等発生時の「声かけ」「相互確認」等による連携した行動
- エ 教職員自らの安全確保

### (3) 状況・情報の共有

- ア 本部で時系列に対応を記録（模造紙、小黒板等を活用）（表4参照）
- イ 全ての教職員が短時間で状況を把握できる体制の構築（放送、トランシーバー、インターホン、携帯電話、ホームページ等の活用）

### (4) 児童生徒等の実態を考慮した行動

- ア 避難時に配慮を要する児童生徒等の対応方法の確立と全教職員への周知
- イ 児童生徒等に係る「個別の教育支援計画」への安全に関する配慮事項の記入と活用

### (5) 校内各施設における避難方法の確認と児童生徒等への指導

- ア 校内施設ごとの避難方法の指導内容を統一することによる、児童生徒等の混乱の防止（表5参照）

### (6) 学校待機の場合の対処

- ア 待機する児童生徒等のための緊急時対応物資の備蓄
- イ 教職員の対応・体制の確立
- ウ 保護者への連絡可能な方法による迅速な連絡

表 4 <情報共有黒板の記入（例）>

| 時刻    | 事象・内容   | 対応者             | 記入者      |
|-------|---|-----------------|----------|
| 14:00 | 地震発生<br>運動場へ避難指示  | 本部(副校長・教頭)      | 本部(事務山下) |
| 14:05 | 避難終了<br>不明児童確認<br>2-3(女、山田)<br>5-2(男、田中)                  | 救助班搜索           | 山下       |
| 14:08 | 給食室、理科室より出火確認<br>初期消火<br>消防署連絡                            | 災害対応班<br>本部(山下) | 山下<br>山下 |
| 14:12 | 不明児童山田2-3教室で発見<br>負傷・意識あり<br>応急手当<br>救急車要請                | 救護班<br>山下       | 山下<br>山下 |
| 14:15 | 消防車到着   |                 | 教頭       |
| 14:17 | 負傷児童3名<br>1-1(女、鈴木)<br>3-1(男、佐藤)<br>4-2(男、山本)<br>救護所で応急手当 | 救護班<br>同乗者(高橋)  | 山下<br>山下 |
| 14:18 | 負傷児童(山田)搬送  |                 |          |
| 14:20 | 不明児童5-2(男、田中)<br>図書室机の下で発見                                | 救助班3名図書室へ       | 山下       |
| 14:30 | 山田搬送先決定<br>京都病院へ  |                 | 山下       |
| 14:30 | 山田保護者へ連絡  |                 | 教頭       |
| .     | .   | .               | .        |
| .     | .   | .               | .        |
| .     | .   | .               | .        |
| .     | .   | .               | .        |
| .     | .   | .               | .        |

表 5 <地震の際の一次避難（例）>

|    |  |
|----|--|
| 基本 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落下したり倒れたりする可能性のあるものから離れる<br/>（落ちてこない・倒れてこない）</li> <li>・ 頭を保護する</li> <li>・ 姿勢を低くして、自分が倒れないようにする</li> </ul> |
|----|--|

| 被災場所        | 避難の際の留意点  |
|-------------|---|
| 教室          | 机の下への避難時、机の脚の対角線を保持(倒れにくい)  |
| 理科室<br>家庭科室 | 身を隠す場所がない場合の避難方法<br>実験器具・薬品、調理器具の取扱い<br>消火については臨機応変に対応(自分の安全確保優先) |
| 音楽室         | 机を配置していない音楽室での避難方法<br>ピアノ(脆弱な重量物)の下への避難は不可                        |
| 保健室         | 診察台等の下への避難<br>ベッドで寝ている場合の避難方法                                     |
| 図書室         | 本棚からの安全な距離の保持   |
| 廊下・階段       | 掃除ロッカーなどが置いてある場合の対応<br>窓ガラスからの安全な距離の保持<br>上階からの落下物                |
| 運動場         | 遊具から離れることを優先  |
| 体育館         | 照明や天井パネルなどの落下物や、窓ガラスに対する注意  |
| トイレ         | 出口の確保(個室の場合)  |

## コラム：危機に対する認知

学校では自然災害、火災、不審者の侵入など様々な危険が起こる可能性があります。それぞれの危険を正しく認知することが被害を最小限にとどめたり、未然に防止することにつながります。

しかし、認知の特性により必ずしも危険を正しくとらえられず、学校での安全対策を阻害してしまうことがあるといわれています。認知の特性を理解し、危険に対する備えに活かすことが望まれます。

### 楽観バイアス

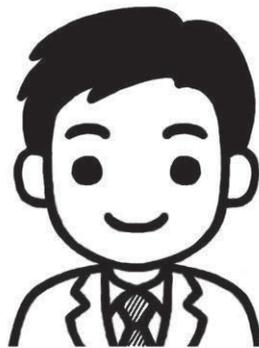
実際よりも危機に対する見とおし  
が甘いことを言います。

例えば、「地震が発生しても自分の  
身の回りに大きな被害はないだろ  
う。」「テレビで報道されているよう  
な事件は、うちの校区では起こらな  
いだろう」と考えてしまうことです。

事件・事故災害が発生する確率から  
すると身近で発生する可能性は低  
いかもしれません。

しかし、発生がゼロ  
でない限り、発生す  
る確率はどの場所  
でも平等なはず  
です。

「うちだけは大丈夫！！」  
ということ  
はありません。



### 正常化バイアス

異常な事態が発生しても異常事  
態と認識することができず、日常  
的な解釈を続けてしまう傾向のこ  
とを言います。

例えば、警報（非常）ベルが鳴  
っても「異常」だととらえずに、  
「誤作動」だととらえ、避難行動  
をしないようなことです。

「誤作動だったから避難して損  
をした。」ととらえるので  
はなく、「避難したけれど、  
誤作動でよかった。」とと  
らえるようになることで、  
避難の遅れ等の防止につ  
ながると考えられます。

このような認知の特性を理解し、各校で起こりうる危険を正しく予想し、無理のない対策の計画を立てることが大切です。

### 3 児童生徒等の保護者への引渡し

学校管理下で災害が発生した場合、学校は児童生徒等の安全な場所への避難や、心のケア等、児童生徒等の安全確保に努めなければならない。

また、災害の度合いにより、市町村の防災担当部局や教育委員会と連携して緊急下校、学校待機の措置を講じる必要も生じる。

緊急下校の際には、校種によって違いはあるが、児童生徒等を確実に保護者へ引渡す方法についてあらかじめ確立し、保護者に周知しておかなければならない。  
(直接引き渡す方法や、帰宅したことを確認できる方法等)

なお、迎えに来る保護者の安全についても配慮することが大切である。

直接引き渡す場合には表6、図7、表7を参考に各校で体制を整えることが必要である。

表6 <児童生徒等の下校の判断基準(例)>

| レベル                      | 災害の大きさ   | 児童生徒等                                 | 教職員                               | 保護者   |
|--------------------------|--|---------------------------------------|-----------------------------------|---|
| <b>4<br/>甚大な<br/>レベル</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域を中心に震度6弱以上の地震が発生</li> <li>・校区内で広域的な火災が発生</li> <li>・通信機能、交通機関が不通</li> <li>・原子力災害発生</li> </ul>   | 学校待機<br><br>場合により二次避難場所へ避難            | 児童生徒等の保護                          | 学校(二次避難場所)まで迎え<br><br>(保護者の安全確保のため、そのまま児童生徒等と学校(二次避難場所)で待機することもある。) |
| <b>3<br/>重大な<br/>レベル</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域を中心に震度5弱以上の地震が発生</li> <li>・交通機関は乱れがあるが、運行を維持</li> <li>・台風などの自然災害により警報が発令</li> <li>・校区内の河川が氾濫</li> <li>・地震等で土砂災害が発生</li> <li>・校内で火災が発生</li> </ul> | 学校待機あるいは地域別一斉下校<br><br>場合により二次避難場所へ避難 | 児童生徒等の保護<br>学校待機児童生徒等の保護あるいは地域別引率 | 学校(二次避難場所)まで迎え<br>あるいは事前に学校待機を申請している場合は速やかに迎え                       |
| <b>2<br/>警戒<br/>レベル</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の氾濫等を警戒(警報未発令)</li> <li>・地震等による土砂災害を警戒</li> <li>・校区内で気象条件等によりなだれを警戒</li> </ul>   | 複数下校                                  | 下校引率                              |   |
| <b>1<br/>注意<br/>レベル</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他警戒すべき事案が発生</li> </ul>   | 複数下校                                  | 学校周辺の巡回                           |   |

| 平成〇〇年度 緊急時下校確認カード |        |
|-------------------|--------|
| 〇〇市立〇〇小学校         |        |
| 年 組               | 番 氏名   |
| 保護者の緊急連絡先 < >     |        |
| 緊急時の下校先(該当する番号に○) |        |
| 1 自宅へ             |        |
| 2 校区内の自宅以外へ( )宅   |        |
| 地域名 _____         |        |
| 続柄 ( )            |        |
| 3 学校待機            |        |
| 4 学童保育            |        |
| 5 在校兄弟姉妹          | 年 組 氏名 |
|                   | 年 組 氏名 |

- 保護者が児童生徒等と確認し記入
- 年度当初に学校が提出を受けて、教職員誰もが確認できる場所に保管
- 下校先を自宅以外としている場合は、保護者が預け先に事前に依頼しておくことを確認
- 一斉下校の際、混乱が生じないように整理

図7 <下校先確認カード(例)>

表7 <学校に迎えに来る場合の引渡し確認表(例)>

|   | 1年1組 | 引渡し場所 | 引渡し時刻 | 引取り者<br>確認サイン | 続柄 | 確認に立ち<br>会った教職員 | 下校後の連絡先        |
|---|------|-------|-------|---------------|----|-----------------|----------------|
| 1 | 京都太郎 | 体育館   | 10:30 | 京都            | 母  | 山田              | 自宅             |
| 2 | 京都花子 | 体育館   | 10:45 | 佐藤            | 祖父 | 山田              | 祖父宅<br>〇〇-△△△△ |
| 3 | 田中京子 | 体育館   | 10:50 | 田中            | 父  | 山田              | 〇〇小学校避難所       |
| 4 | ・    |       |       |               |    |                 |                |
| 5 | ・    |       |       |               |    |                 |                |
| 6 | ・    |       |       |               |    |                 |                |

- 年度当初に準備
- 引渡しの際は児童生徒等、引取り者、教職員で確認

## 4 登下校時、校外学習時、在宅時に発生する災害

災害は児童生徒等が学校にいる時だけでなく、登下校時、在宅時に発生する可能性もある。その際、学校は一刻も早く児童生徒等の安全を確認し、迅速に対応するため、事前に体制を構築しておくことが重要である。

東日本大震災では交通・通信網の寸断により、想定していた安全確認の方法が機能せず、教職員が児童生徒等の避難している現地へ自転車や徒歩等で出向いて安全確認、状況把握を行うことが多かったと言われている。従って、児童生徒等の住居の自治会等、地域の協力も加えた多重の安全確認体制を検討する必要がある。

### (1) 登下校時に被災した場合の行動

…資料編「地震発生時における対応フロー（登下校中）」176 ページ参照

- ア 児童生徒等は、自宅、学校、地域の避難場所で最寄りのところに避難
- イ 教職員は、役割任務分担で定められた地域に出向き、児童生徒等を避難場所へ誘導
- ウ 学校へ避難してきた児童生徒等の保護

### (2) 在宅時に被災した場合の行動（避難が必要な場合）

- ア 児童生徒等は、保護者や近隣の大人と避難場所へ避難（保護者が不在の場合は、あらかじめ家庭で決めておいた避難場所へ避難）
- イ 児童生徒等または保護者は、可能であれば担任に状況を連絡
- ウ 教職員は、自らの安全を確保し、速やかに学校またはあらかじめ役割分担で定められた避難場所（地域）へ出向き対応

### (3) 校外学習時に被災した場合の行動

…資料編「地震発生時における対応フロー（校外学習中）」175 ページ参照

- ア 公共交通機関（鉄道やバス、航空機）を利用する場合、災害発生時の対応について事前に確認
- イ 学習地及び宿泊地の避難経路・場所や防災計画を事前に確認
- ウ 学校や関係機関、保護者等との連絡体制を整備

### (4) 多重の安全確認体制の構築

- ア 通常通信機器（電話、携帯電話、電子メール等）の利用
- イ 上記ア以外の情報ネットワーク（学校ホームページ、緊急災害用伝言メール、ツイッター等のソーシャルネットワーク等）の利用
- ウ 教職員が地域の役割分担に従って現地に出向き確認
- エ あらかじめ依頼しておいたPTA地域委員や自治会役員と教職員が連携して確認

(5) 教職員の体制

- ア 勤務時間外の場合は、自らの安全を確保し、学校またはあらかじめ役割分担で定められた避難場所（地域）へ集合し対応
- イ 必要とされる行動に基づき対応（表 8 参照）
- ウ 後着の教職員のための情報伝達（小黒板や模造紙等を使った状況伝達表の作成が有効。表 9 参照）
- エ 事前の役割分担を基本とし、迅速に行動できるよう柔軟な対応の展開

(6) 地域の避難場所の確認（事前指導）

- ア 定期的な避難場所の確認（地域の避難場所に集合してから登校する等の方法の活用）

表 8 <教職員に必要とされる登下校・在宅時被災の場合の行動（例）>

| 場面        | 必要とされる行動  |
|-----------|---|
| 登校途中      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅を離れている児童生徒等の安全確認</li> <li>・ 地域団体との連携による児童生徒等の避難（事前に確認）</li> <li>・ 保護者への連絡</li> <li>・ 学校での待ち受け、保護</li> <li>・ 通学路の安全点検</li> <li>・ 警察、消防救急等の関係機関への救援要請</li> <li>・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索</li> </ul>                                |
| 下校途中      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒等の所在の確認</li> <li>・ 下校途中の児童生徒等へ避難の指示</li> <li>・ 地域団体との連携による児童生徒等の避難（事前に確認）</li> <li>・ 通学路の安全点検</li> <li>・ 学校に戻って来る児童生徒等の待ち受け、保護</li> <li>・ 保護者への連絡</li> <li>・ 警察、消防救急等の関係機関への救援要請</li> <li>・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索</li> </ul> |
| 下校後の勤務時間内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒等の安全確認</li> <li>・ 外出している児童生徒等への避難の指示</li> <li>・ 警察、消防救急等の関係機関への救援要請</li> <li>・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索</li> </ul>  |
| 勤務時間外     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校またはあらかじめ役割分担で定められた地域避難場所へ緊急集合</li> <li>・ 児童生徒等の安全確認</li> <li>・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索</li> </ul>  |

表9 <退勤後被災の場合、学校へ後着する教職員への状況伝達表（例）>

| 時刻    | 事象・内容                  | 対応者     | その他             |
|-------|------------------------|---------|-----------------|
|       | 本部                     | 校長      |                 |
| 17:30 | 南地区                    | 鈴木(自転車) | 鈴木よりあと2名支援の要請   |
| 17:30 | 北地区                    | 山田      | TELがつながらない 確認必要 |
| 17:30 | 校内見回り                  | 佐藤      |                 |
| 17:32 | 校内児童生徒保護               | 井上      | 体育館で保護          |
| 17:40 | 中地区                    | 山下(徒歩)  |                 |
| 17:45 | 北地区自治会長よりTEL           | 田中      | 配置後、見え消しで示す     |
|       | 小学生が公民館に避難してきている       | 高橋受け    |                 |
| 17:46 | 北地区公民館へ                | 佐藤(自転車) | 西地区、東地区・・・教員未配置 |
| 18:00 | 西地区へ                   | 坂本(車)   |                 |
| 18:15 | 3の2井上保護者(東地区地域委員)よりTEL |         |                 |
|       | 地域の子どもの確認ができない         | 校長受け    |                 |
| 18:20 | 東地区                    | 大西(バイク) |                 |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |
| .     | .                      | .       | .               |

## 5 原子力災害（参考）

東日本大震災では、地震・津波で原子力発電所が被害を受け、原子力災害が発生した。これを受けて京都府においても地域防災対策の見直しに係る専門家会議により原子力災害の対応について検討が行われている。

ここでは、暫定的な対応について参考として示す。

### (1) 原子力災害が発生した場合の対処

- ア 市町村の防災担当部局等からの避難内容の確認
- イ 放射線予測線量レベルごとの防護対策の内容に基づき退避・避難
- ウ 登下校中の場合は、学校または自宅のいずれか近い方に速やかに退避・避難（自宅に保護者等が不在の場合は、学校に避難）
- エ 当該地域住民の区域外への避難開始までに保護者へ引渡し
- オ 上記エで保護者等が不在の場合は、教職員が市町等であらかじめ指定している避難場所まで引率
- カ 多重災害（地震と原子力災害、地震と津波と原子力災害等）発生の場合は、差し迫った危険等を回避した後、原子力災害に対する避難を開始

### (2) 放射性物質の除去と体内への取込み防止（原子力発電所から放射性物質が放出された場合）

- ア 屋外から屋内へ入る際、付着した放射性物質は、ほこりをぬぐうようにはらう。
- イ 可能であれば屋外で着用していた衣服を着替え、靴を履きかえる。  
着用していた衣服や靴は、ビニール袋等に入れて密封し児童生徒等が触れないよう保管する。外履き（一足制の場合）で校舎内に入る際は靴底を中心に付着した放射性物質をブラシ等で洗い落とす。
- ウ 石鹸での手洗い、うがいを行う。
- エ マスクを着用する。
- オ 室内の気密性を高める。（閉扉、閉窓、閉カーテン、換気扇等からの外気を遮断）
- カ 降雨時は雨に濡れないように注意する。

### (3) 市町村防災担当部局との事前の緊密な連携

原子力災害発生時の避難等に対する指標や、退避・避難場所、避難時の移動手段等、学校の所在する自治体の防災担当部局との緊密な連携が必要である。